

大川小津波訴訟 一審・二審の争点相違

仙台地裁	<ul style="list-style-type: none"> 地震発生後の津波到達の予見可能性 震災当日の具体的な避難行動 事故結果の回避可能性
仙台高裁	<ul style="list-style-type: none"> 地震発生前の津波に対する危険認識 避難マニュアル整備などを巡る組織対応 事故結果の回避可能性

↑↓2018.4.27河北新報より

判決骨子	
予見可能性	<ul style="list-style-type: none"> 石巻市と宮城県は児童23人の遺族に対し約1億3600万円を賠償する責任がある
組織的過失	<ul style="list-style-type: none"> 市側は危機管理マニュアルを大川小の実情に応じて改定する義務を怠った 津波浸水予想区域に含まれていないとしても、川の近くにあることから危険性があり、予見は十分に可能だった 避難先として標高20メートルの高台を指定していれば、津波を回避できた

大川小訴訟控訴審の主な争点に対する主張と判断

	遺族側	石巻市、宮城県側	仙台地裁判決	仙台高裁判決
予見可能性	学校は津波が襲来する危険を認識できた	具体的に予見することは不可能だった	津波が襲来する約7分前に予見できた	平成22年4月30日の時点で予見できた
組織的過失	市教委は危機管理マニュアル改訂の指導を怠った	各校に必要な助言指導を行っていた	マニュアルを改訂する義務は認められない	学校は改訂を怠り、市教委は指導しなかった
結果回避	避難場所を定めていれば全員逃げた	当時の知見では児童全員の避難は不可能	避難させなかった教員らに過失がある	避難場所が定められていれば、回避できた

2018.4.27産経新聞より